平成 21 年 6 月 8 日

統計基準部会の審議状況について(報告)(日本標準職業分類について)

統計基準部会長 大守 隆

1. 部会の開催状況

○ 4月13日の統計委員会での諮問以降、部会を4回開催

1回目: 4月 15日(水) 2回目: 4月 30日(木) 3回目: 5月 14日(木)

4回目:6月4日(木)

○ 今後、4回の部会を予定。8月上旬に答申案を取りまとめる予定

2. 部会における主な議論等

- 全体について
- ・ 日本標準職業分類を統計基準として設定する(基本計画に規定)ことを確認。
- ・ 産業分類とは独立に、個人の仕事をもとに分類すべきこと、正規・非正規などの分類とも 独立であるべきこと、といった大まかな方向性についても合意。
- ・ 国際標準職業分類と乖離が生じることはやむを得ない部分があるが、何故、どのように乖離しているかを説明する必要。
- ・ 分類体系としての完全性(漏れや重複がないこと)に加え、統計基準としての実行可能性 などの観点から審議中。
- 一般原則について(大分類別の審議と並行して継続的に審議)
- ・ 諸外国の例も参考にしつつ、職業、仕事、taskの概念を明確化し、仕事によって人を分類 し、それを職業とする方向。
- ・ 仕事の分類の基準(どのような観点から分類するか)について検討が必要(例えばスキルレベルや資格をどの程度重視して分類するか)。
- ・ ある人が複数の仕事を行っている場合に、どの職業分類にその人を格付けするかについて の基準の明確化と考え方と整理が必要(就業時間で良いか、それにより難い場合の優先順 位はどうすべきか、例外は何か)。
- ・ 職業の範囲について整理が必要。
- 分類表について(現行分類と大きく変わる大分類から順に議論、下記は例示)
- ・ 大分類 B 専門的・技術的職業従事者については、研究者の内訳を廃止することが妥当か 再検討する必要。資格との関係や補助作業者を本務者と同一の大分類に分類する場合とし ない場合に関して考え方の整理が必要。コンサルタントや評論家の範囲を明確化する必要。
- 大分類C 事務従事者については、特に小さな事業所などで1人が事務全般を行うなどの

場合や、複数の異なる事務を兼任している場合をどのように分類するかについて整理が必要。

- ・ 大分類D 販売従事者については、 飲食と販売を兼ねるような仕事をどう扱うか、 飲食店主を従来の販売従事者からサービス職業従事者に変更した理由の整理が必要。
- ・ 大分類E サービス職業従事者については、「個人に対するサービス」に限定することが 妥当か検討する必要。
- ・ 大分類H-生産工程従事者については、 中分類で、プロセスによる分類と、製品による 分類が混在している部分があり、整理が必要。 生産現場におけるサポート的な仕事の位 置付けについて整理が必要。
- ・ 大分類 K 労務作業者については、大分類の定義を具体的に記述する必要。また、機械を操作して仕事を行う場合、大分類 I の中の機械運転従事者との境界をどのように設定するかについて整理が必要。

○ その他

・ 職業分類が仕事の分類であるなら、分類項目の名称が、人を表す「○○従事者」としていることで良いかについて検討が必要。

第1回統計基準部会 議事概要

1 日時:平成21年4月15日(水) 16:00~17:50

2 場 所:総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者:

(部 会 長) 大守隆

(委員) 舟岡 史雄、野村 浩二

(専門委員) 岡本英雄、西澤弘、原ひろみ

(審議協力者) 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行

(事務局)内閣府:乾統計委員会担当室長

総務省:會田統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小髙専門職、

須藤アドバイザー(統計センター)

4 議 題:

- (1) 統計基準部会の進め方について
- (2) 日本標準職業分類の統計基準としての設定について
- (3) 職業分類のあり方(一般原則)について
- (4) その他

5 審議の概要:

始めに、大守部会長が舟岡委員を部会長代理に指名した。

その後、事務局から平成 21 年 4 月 13 日 (月) の第 21 回統計委員会において諮問された「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」の内容について説明を行った。

(1) 統計基準部会の進め方について

事務局から、部会長の指示のもとに作成した論点メモ及び審議日程(案)に基づき説明を行った。論点とすべき内容については了解されたが、審議日程(案)については、第4回及び第5回で審議する大分類項目について、分類項目ごとの分量を考慮して、議題を組み替えることとなった。

(2) 日本標準職業分類の統計基準としての設定について

事務局から説明を行い、日本標準職業分類を統計基準として設定することについては 了解された。

(3) 職業分類のあり方(一般原則)について

事務局から日本標準職業分類の一般原則について説明を行ったのち、審議が行われた。 委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

職業分類の適用単位について、個人を単位とするのか、あるいは仕事を単位とするのかについては、概念上の整理をしてはどうか。

職業紹介における職業の考え方も、日本標準職業分類の一般原則の設定案の記載と ほぼ同じであり、これを職業紹介に当てはめたとしても特段の問題はないと考えられる。 一般原則の設定案の第一項の記載ぶりはやや大括りではないかという印象もある ため、各国の職業分類の一般原則も参考にしながら、もう少し踏み込んだ記載ができ ないかを検討してはどうか。

事務局には、比較の材料とするために、各国の職業分類とその一般原則について資料として整理していただきたい。

(4) その他

その他として、自由に発言がされた。その主な発言等は、以下のとおりである。

今回の日本標準職業分類案についても、大分類項目レベルなどでできるだけ国際標準職業分類(以下、「ISCO」という)と合わせるように努めたが、中分類項目や小分類項目レベルでは合わせることが困難なものも多い。

各国の職業分類も国情に応じて設定されており ISCO と異なっていても構わないのではないか。例えば、EUROSTAT が設定する職業分類はISCOに準拠しており、イギリスなどこれに倣う国がある一方、アメリカやカナダなど職業紹介のための分類をモデルとして設定している国では、ISCOと全く違う分類を使用している。

ISCOで分類でのスキルの実体は教育水準である。このような考え方は、職業に係る知識を教育機関で得るという欧米では適当であるものの、日本のように職業の現場で経験から知識を得ることが多い国には必ずしもそぐわないと考えられる。

日本標準職業分類の現行と設定案の分類項目について、両者間での接続の状況を整理しておくことも必要ではないか。

産業連関表の附帯表における雇用マトリックスを検討材料とすることも有用ではないか。

まとめとして、 現行分類との接続可能性、国際分類への変換可能性の整理が必要、 今回改正の考え方を、その背景、ISCO との関係、仕事・職業・個人の概念、などの 観点から整理することが必要、 日本では教育水準を職業分類に適用することは現実 的でない。

次回の部会は、4月30日(木)14時00分から総務省第二庁舎6階特別会議室にて開催する予定。

以上

< 文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>

第2回統計基準部会 議事概要

1 日時:平成21年4月30日(木) 14:00~16:05

2 場 所:総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者:

(部 会 長) 大守隆

(委 員) 野村 浩二、舟岡 史雄

(専門委員) 岡本英雄、西澤弘、原ひろみ

(審議協力者) 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国 土交通省、東京都、埼玉県

(事務局)内閣府:乾統計委員会担当室長

総務省:會田統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小髙専門職、

須藤アドバイザー(統計センター)

4 議 題:

- (1) 大分類 H-生産工程作業者について
- (2) その他

5 審議の概要:

始めに、前回の部会での指摘を踏まえ整理した、新たな審議日程(案)について説明を 行い、了承された。

(1) 大分類 H - 生産工程作業者について

事務局から、本大分類の設定に当たっての考え方、改正点について説明を行ったのち、 審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

各大分類の境界がどのように区分されているのかについては、概念的な説明と例示を加える必要があり、より検討をしていく必要がある。複数の大分類にまたがる仕事をしていて、労働時間による判定がしがたい場合の判定の仕方についても議論の余地がある。

生産環境をサポートするような職業(例えば工場の環境管理、脱煙、熱供給等の仕事に従事するもの)については、どこに分類されるべきかどうかということも整理する必要がある。

分類項目名として、「従事者」と「作業者」とが使用されているため、どのように 区分して使用するか整理が必要。

設定案では、同じ生産ラインにいる人はスキルレベルの違いを捨象して全員同じ作業者として区分される。アメリカのように、現場の指導にあたる監督者(スーパーバイザー)に相当する区分を設けた方が良いのではないか。

中分類 54「機械組立作業者」や中分類 55「機械整備・修理作業者」のように、最初の小分類に、いわばその他の分類と考えられる「一般機械器具」を項目として位置付けるのではなく、具体的な項目を位置付けたほうが分かり易いのではないか。

どのような機械を使って作業するかという基準と、何を作るかの基準が混在しており、相互排他的な分類になっていない部分がある。

設定案により統計調査を行うこととした場合の、現実的な適用可能性についても 考慮すべきではないか。

生産設備制御・監視作業者については、生産現場でこのような仕事は存在するものの、それらの人を明確に表す一般的な名称があまりないことが若干懸念されるところである。その職業がイメージできるような例示名称をできるだけ掘り起こして、 充実させることが望ましい。

製品製造・加工処理の作業の対象となる製品を「金属関係」と「金属関係以外」に分けたことには、小分類区分が多く、十進分類に収めることが困難であるという理由があるが、このように分けることの妥当性等について検討する必要がある。

中分類 55「機械整備・修理作業者」については、その名称から生産設備の保守の 仕事に従事するものが含まれていることが分かりにくいため、名称案を工夫する必 要があるのではないか。

中分類 49「生産設備制御・監視作業者(金属材料・金属加工・金属溶接・溶断)」 及び中分類 52「金属材料製造、金属加工、金属溶接、溶断作業者(生産設備制御・ 監視作業者を除く)」の名称については、多少分かりにくいこともあることから、よ り適切な名称にするよう工夫する必要があるのではないか。

複数の中分類にまたがって仕事を行っている人をどのように格付けるかの基準を その理由とともに示す必要がある。

まとめとして、 大・中分類の境界を概念的に整理し、中分類レベルの格付けの考え方について検討。 生産現場におけるサポート的な仕事の位置付けについて検討。 名称に「従事者」と「作業者」とがあることについて整理。 「金属関係」の小分類について明確に格付けができるよう整理。以上は、事務局が検討・整理する。また、スーパーバイザーのような職種の位置付けについては、野村委員に考えを整理していただく。

次回の部会は、5月14日(木)14時00分から総務省第二庁舎6階特別会議室にて 開催する予定。

以上

< 文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり >

第3回統計基準部会 議事概要(未定稿)

1 日 時: 平成 21 年 5 月 14 日(木) 14:00~16:15

2 場 所:総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者:

(部 会 長) 大守隆

(委員)野村浩二、舟岡史雄

(専門委員) 岡本英雄、西澤弘、原ひろみ

(審議協力者) 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、 国土交通省、東京都、埼玉県

(事務局)内閣府:乾統計委員会担当室長

総務省:會田統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小髙専門職、

須藤アドバイザー(統計センター)

4 議 題:

(1) 大分類 C - 事務従事者について

- (2) 大分類 D 販売従事者について
- (3) 大分類 E サービス職業従事者について
- (4) 日本標準職業分類の一般原則について
- (5) その他

5 審議の概要:

(1) 大分類 C - 事務従事者について

事務局から、本大分類の設定に当たっての考え方、改正点、検討のポイントについて説明し、 大分類 C と他の大分類とまぎらわしい例などの場合の解釈の説明を行った後、審議が行われた。 委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

複数の事務を行い、そのうちどれが主な仕事か截然と切り分けられないもののために今回 新設する小分類「一般事務員」について、中分類「25 総務事務従事者」内に位置付けるこ とは適当か。あるいは、別に中分類を新設し、そこに位置付けることも検討してはいかがか。

分類項目の名称の付け方について、本分類が仕事の分類であると考えれば、例えば、「事務従事者」のように従事者という言葉は付けず、仕事の内容だけを項目名とすることが適当ではないか。

上記のような考え方は理解できるが、職業分類が統計の結果表示のために人に適用される ものだと考えると、 の仕事に従事する人という方が適当ではないか。

国際分類も参考にしながら、再度、日本の分類における項目の設定の仕方を整理してはどうか。

事務従事者は、国際分類では仕事の内容(キーボードの操作や集金等)で分類されているのに対して、改定案の中分類の一部(「27 生産関連事務従事者」、「28 営業・販売事務従事者」)は、仕事の目的(営業、販売等)により分類されており、少し考え方が違うと思われる。

(2) 大分類 D - 販売従事者について

事務局から、本大分類の設定に当たっての考え方、改正点、検討のポイントについて説明を 行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

営業職業従事者は、活動の場所が事業所の外であることが特徴としてあげられる。

「331 不動産仲介・売買人」の説明文はわかりづらいため、表現には工夫が必要である。

飲食と販売の境界線をどこに引くかについて整理が必要ではないか。

(3) 大分類 E - サービス職業従事者について

事務局から、本大分類の設定に当たっての考え方、改正点、検討のポイントについて説明を 行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

対象が個人に限られるものでないとすれば、説明文の「個人の」という文言を削除しても よいのではないか。

小分類「飲食店主・店長」を大分類をまたいで、大分類 D - 販売従事者から大分類 E - サービス職業従事者に移すことについては、国際分類との比較では望ましいとも考えられるが、その考え方を再度整理していただきたい。

(4) 日本標準職業分類の一般原則について

事務局から、ILO、米、英、カナダ、豪・NZの職業分類の一般原則との対比による考察、 それを踏まえての日本標準職業分類の一般原則の暫定案について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

職業の定義について、「この職業分類~様々な課業、任務等の集まりを言う。」とあるが、 課業とはどのようなものをいうのか。表現はまだ検討が必要。

分類の適用単位と基準については、以下のような意見が出された。

- ・ 暫定案(1)個人が従事する仕事の種類とあるが、仕事の内容や仕事の性質とした方がよいのではないか。
- 当初案(5)仕事に従事する場所及び環境については、残してもよいのではないか。
- 暫定案(6)使用される原材料の種類については、不必要ではないか。
- ・ 大分類を分けるもの(例えば、(7)事業所又はその他の組織の中で果たす役割)は、順序としては上位に掲載すべきではないか。
- ・ 暫定案(3)資格・免許の種類については、下位に掲載してもよいのではないか。
- ・ (2)仕事の遂行に必要とされる知識又は技能については、技能の水準ではなく専門性であることが分かるようにすべきではないのか。

諸外国等で使われている英語表現との対応・定義付けを明確にしてはどうか。

必要な Task をどう組み合わせるのも Skill という考え方もある。

大分類内の中分類間の区分の原則などまだ検討が不十分。

まとめとして、 小分類「一般事務従事者」について考え方を整理し、改正案を作成する。 飲食店について考え方を整理する。 大分類「サービス職業従事者」について、説明又は 名称をどのようにするのか検討する。 分類の名称として、 従事者とすることの意義等 を整理する。 一般原則について、意見を踏まえたたき台の二次案を作成する。以上は、事 務局が検討・整理する。

次回の部会は、6月4日(木)14時00分から総務省第二庁舎6階特別会議室にて開催する 予定。

以上

< 文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり >